

防整施第6937号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る入札保証金の取扱いに関する試行について（通知）

標記について、別添のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る入札保証金の取扱いに関する試行について（防整施第15608号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

入札保証金の取扱いに関する試行について

1 入札保証金の取扱い

工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定される建設工事をいう。以下同じ。）のうち、第2項の対象事業に係る入札保証金については、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4第1項の規定に基づき、原則として、入札保証金を納めさせることとし、国債（利付国債をいう。以下同じ。）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。以下同じ。）の保証の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときについては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第77条第1号に該当するものとして、入札保証金の全部を納めさせないこととする。

2 対象事業

前項の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、PFI（民間資金等活用事業）を除き、土木一式工事及び建築一式工事にあつては1件につき予定価格が5億円以上、その他の工事にあつては1件につき予定価格が3億円以上の工事とするものとする。

3 手続き

対象事業に係る手続きについては、会計法令をはじめ、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（防整施第6919号。28. 3. 31。以下「実施細則」という。）及び入札心得書等について（防整施第6932号。28. 3. 31）等によるほか、次項に定めるところにより行うこととする。

4 一般競争入札における特例

第2項の対象事業については、実施細則の別紙の第1第12項第1号又は第2第13項第1号の規定に代えて、次の規定を適用する。

- (1) 入札保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が確実と認める金融機関の保証をもって、入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除するものとする。
- (2) 入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証契約の締結を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）の提出期間は、原則として、競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限まで

とする。

ただし、入札保証金の納付に代わる担保としての国債については、入札書の提出期限の日までに振替手続きが完了するのを考慮した期日までとする。

- (3) 書類の提出先は、上記申請書等の提出先とする。
- (4) 書類の提出は、持参又は郵送等により行うものとする。
- (5) 契約担当官等は、入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）又は保証金額の増額変更及び減額変更は認めないものとする。
- (6) 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とするものとする。
- (7) 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (8) 第1号から第4号までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- (9) 第1号から第7号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (10) 本試行の実施に当たっては、付紙に留意することとする。

競争入札における入札保証に関する取扱要領

1 競争入札における入札保証

契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、見積金額の100分の5以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる入札保証のいずれかに掲げるものを求め、入札書の提出期限前に同表の左欄に掲げる入札保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。

ただし、当分の間、「入札保証金に代わる担保」については、国債（利付国債に限る。以下同じ。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第5条第1項第7号に規定する銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証に限るものとし、「銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

入札保証金の納付	保管金領収書（入札参加者）が見積金額の100分の5以上の金額に相当金額の金銭を防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）の保管金取扱店（以下「保管金取扱店」という。）に納付し、保管金取扱店から交付を受けたもの）及び保管金提出書（属紙様式第1）
入札保証金に代わる担保としての国債の提供	政府担保振替国債提供書（政府担保振替国債取扱規則（平成23年財務省令第15号）別紙第二号書式（入札参加者が見積金額の100分の5以上の金額に相当する金額の国債を記載したもの））及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要

	な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書
入札保証保険契約の締結	保険会社が交付する入札保証保険契約に係る証券

2 入札保証に係る書類の提出時における取扱い

(1) 入札保証金についての取扱い

ア 契約担当官等は、入札参加者から保管金領収証書及び保管金提出書（属紙様式第1）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 保管金領収証書が保管金払込事務等取扱規定（昭和26年大蔵省令第30号）第二号書式に従ったものであること。

(イ) 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。

イ 契約担当官等は、アの確認の後、保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを保管するものとする。

ウ 契約担当官等は、歳入歳出外現金出納官吏から入札参加者に交付される保管金受領証書（保管金取扱規定（大正11年大蔵省令第5号）第一号書式）の写しを保管するものとする。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

ア 契約担当官等は、入札参加者から、政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であること。

(イ) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債が、利付国債であること。

イ 契約担当官等は、アの確認の後、アの政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を有価証券取扱主任官に提出するものとする。

なお、契約担当官等は、政府担保振替国債提供書確認資料の写しを保管するものとする。

ウ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官が承認し、入札参加者に交付される政府担保振替国債提供書について、その写しを保管するものとする。

エ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官から入札参加者に交付される政府担保振替国債受入済通知書（政府担保振替国債取扱規則第三号書式）について、

その写しを保管するものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、入札参加者から、銀行等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 名宛人が契約担当官等であること。

(イ) 保証人が銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証委託者が入札参加者であること。

(エ) 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の文言があること。

(オ) 保証債務の内容が、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

(キ) 保証期間が、書類の提出日から、落札者決定の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものであること。

(ク) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。

イ 契約担当官等は、保証書を保管するものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

ア 契約担当官等は、入札参加者から、入札保証保険に係る証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 被保険者が契約担当官等であること。

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保険契約者が入札参加者であること。

(エ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

(オ) 契約の内容としての工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

(カ) 保険期間が、書類の提出日から、落札者決定の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものであること。

イ 契約担当官等は、入札保証保険に係る証券を保管するものとする。

3 落札者決定後の取扱い

契約担当官等は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、落札者決定後、入札保証金を還付するものとする。

ただし、落札者に対しては、契約締結後、入札保証金を還付するものとする。

(1) 入札保証金についての取扱い

ア 契約担当官等は、入札参加者に対し、保管金払渡請求書（属紙様式第2）の提出を求めるものとする。

なお、落札者に対しては、建設工事請負契約書の案の提出と同時に提出させるものとする。

イ 契約担当官等は、入札参加者からアの保管金払渡請求書の提出を受けたと

きは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金出納官吏に保管金払渡請求書を提出するものとする。

なお、契約担当官等は、保管金払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(ア) 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

(イ) 保管金払渡請求書に記載の保管金の金額が当該入札参加者の入札に係る保管金の金額と同一であること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

ア 契約担当官等は、入札参加者に対し、政府担保振替国債払渡請求書（政府担保振替国債取扱規則第四号書式）の提出を求めるものとする。

なお、落札者に対しては、建設工事請負契約書の案の提出と同時に提出させるものとする。

イ 契約担当官等は、入札参加者から政府担保振替国債払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、有価証券取扱主任官に政府担保振替国債払渡請求書を提出するものとする。

なお、契約担当官等は、政府担保振替国債払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(ア) 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座の情報が正確であること。

(イ) 政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が第2項第2号エの政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

ウ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官から入札参加者に交付される政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされた旨の通知書及び入札参加者が当該通知書を受領した旨を記載及び記名押印した政府担保振替国債払渡請求書について、その写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

契約担当官等は、銀行等の保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を入札参加者を通して銀行等に返還するものとする。

なお、銀行等の保証書を入札参加者に交付する際には、入札参加者から保証書を受領した旨の受領書（属紙様式第3）を提出させ、受領書及び保証書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

契約担当官等は、落札者が決定した後（落札者に係る証券については契約締結後）も、入札保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。以下同じ。）をそのまま入札書と一緒に綴っておくものとする。

4 保証期間不足時の取扱い

契約担当官等は、銀行等による保証期間が契約を締結する見込みの期日（以下「契約締結見込日」という。）を含まなくなるときは、入札参加者に対して、保

証期間を変更契約書の提出日から契約担当官等が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

なお、入札保証保険の場合にあつては、保険期間は落札者については契約が締結されるまで、また、落札者以外の者については落札者決定後まで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

(1) 契約担当官等は、入札参加者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

ア 名宛人が契約担当官等であること。

イ 保証人が保証書に記載された銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証期間が変更契約書の提出日から新たな契約締結見込日までの期間を含むものであること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。

(2) 契約担当官等は、前号の変更契約書を入札書と一緒に綴っておくものとする。

5 落札者が契約を結ばない時の取扱い

(1) 入札保証金についての取扱い

契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、歳入歳出外現金出納官吏に入札保証金に係る保管金を歳入へ納入する旨の依頼書（属紙様式第4）を提出するものとする。

なお、契約担当官等は、依頼書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債につついの取扱い

ア 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、有価証券取扱主任官に入札保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨の通知書（属紙様式第5）を提出するものとする。

なお、契約担当官等は、通知書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保証金額を記載した保証金請求書（属紙様式第6）を銀行等に提出し、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に債権発生のお知らせを行うものとする。

なお、契約担当官等は、保証金請求書及び債権発生のお知らせの写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保険金額を記載した保険金請求書（属紙様式第6）及び入札保証保険に係る証券を保険

会社に提出し、歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。

なお、契約担当官等は、保険金請求書及び債権発生のお知らせの写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

6 入札保証金に不備があるときの取扱いについて

入札保証金の未納付等又は書類に不備があるものとして属表各項に掲げる場合に該当するときは、入札心得書（入札心得書等について（防整施第6932号。28.3.31）に定める入札心得書をいう。以下同じ。）第8条第1項第11号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、属表の第3項第1号又は第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、入札心得書第8条第1項第11号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

なお、入札説明書に「入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、属表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札心得書第8条第1項第11号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。」旨及び属表を記載するものとする。

7 現場説明書への記載事項

現場説明書に、入札の保証についての説明事項を記載するものとする。

8 入札保証の取扱いについて

書類については、落札者の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。

9 入札方法について

電子入札システムにより、競争参加資格確認資料等の提出及び入札等を行う場合であっても、書類については、紙による持参又は郵送等により提出させるものとする。

なお、この旨を入札説明書において明らかにするものとする。

10 入札保証金の還付について

契約担当官等は、入札心得書の規定にかかわらず、競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果のお知らせを受けた日以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保を還付するものとする。

なお、この旨を現場説明書において明らかにするものとする。

保管金提出書

番号	平成	年度第	号
----	----	-----	---

(提出の事由) 入札保証金

歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金

工事名

[注] 保管金の払渡し時に印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

保管金払渡請求書

(提出の事由) 入札保証金

歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください

金

保管金提出書の 平成 年 月 日
日付及び番号 平成 年度 第 号

振 込 先

_____ 銀 行 _____ 支 店

口 座 1. 普 通 2. 総 合 3. 当 座

名 義 _____

支店番号 口座番号
_____ — _____

平成 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏 殿

契約担当官等

役 職 氏 名

入札保証金に係る保管金の歳入の納入について（依頼）

会計法第 29 条の 4 の規定により納付された下記保管金について、当該入札に係る契約が結ばれなかったため、歳入の納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)	平成 年度 第 号	種 目	入札保証金
提出年月日 (当初)	平成 年 月 日	保管金の 金 額	円
提出者氏名			

有価証券取扱主任官 殿

契約担当官等
役 職 氏 名

入札保証金に代わる振替国債の国庫帰属について（通知）

会計法第29条の4の規定により納付された下記振替国債について、当該入札に係る契約が結ばれなかったため、国庫に帰属したことを通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の 住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の 住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

保証金（保険金）請求書

平成 年 月 日

（銀行等又は保険会社名） 御中

住 所

氏 名 契約担当官等 役 職 氏 名 ⑩

落札者〇〇〇と工事請負契約（工事名〇〇〇）の締結に至りませんでしたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、歳入徴収官から、納入告知書を送付するので、それに従ってください。

記

請 求 金 額 円

証券番号

[注]・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

1 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		